|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 副理事長 | 事務局長 |  | 係 | 合議 |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 愛西土地改良区 |
| 受付第　　　　　　号 |
| 　　　年　　月　　日 |

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和　　　　　年　　　　月　　　　日

愛西土地改良区理事長様

現 （准）組合員　　住　所　　　〒　　　　　　　－

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

新 （准）組合員　　住　所　　　〒　　　　　　　－

ふりがな

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日　　T・S・H・西暦　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日

電話番号　　　　　　　　　　　　　　　－　　　　　　　　　　　　－

\*は該当するものに○をしてください　　　　　　性　別 \*　　男　　・　　女　　　現（准）組合員との続柄（売買以外）

１．(所有者　・　耕作者)\*　が変更になりますので、次の（イ）対象となる土地について次頁の（ロ）資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

（イ）対象となる土地

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 町名 | 字名 | 地番 | 地目 | 登記簿地積㎡ | 耕作者(※➀) | （貸付地・借入地の場合のみ） |
| 用途 | （分耕地積） | 登記名義人(所有者) | 権利設定の方法／権利　\* |
|  |  |  |  |  |  | 機構・強化法・農地法3条・JA委託 |
|  | （　　　　　　　） |  | 賃借権・使用貸借・（　　　　　　　　） |
|  |  |  |  |  |  | 機構・強化法・農地法3条・JA委託 |
|  | （　　　　　　　） |  | 賃借権・使用貸借・（　　　　　　　　） |
|  |  |  |  |  |  | 機構・強化法・農地法3条・JA委託 |
|  | （　　　　　　　） |  | 賃借権・使用貸借・（　　　　　　　　） |
|  |  |  |  |  |  | 機構・強化法・農地法3条・JA委託 |
|  | （　　　　　　　） |  | 賃借権・使用貸借・（　　　　　　　　） |
|  |  |  |  |  |  | 機構・強化法・農地法3条・JA委託 |
|  | （　　　　　　　） |  | 賃借権・使用貸借・（　　　　　　　　） |

　　　　(※➀)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期　（その他の場合は（　）に原因を記入してください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 原　因　\* | 相続（相続登記済） | ・ | 相続人代表者決定（相続未登記） | ・ | 共有名義代表者決定 | ・ | 売買 | ・ | 贈与 | ・ | その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

　　　時　期　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日

変更後の賦課金交替・分担開始時期

　　令和　　　　　　　　　年　　　　　　４月　　　　　　１日

次頁もご確認ください

（ロ）資格

・(イ)の対象となる土地が全て貸付地である所有者（登記名義人、もしくは相続人代表者、共有名義代表者。以下同様）で、他に組合員資格を有する土地のない者は准組合員。他に組合員資格を有する土地のある者は組合員。

・(イ)の対象となる土地の内に自作地を有する所有者、または借入地があり使用及び収益をする者（耕作者）は組合員。

２．組合員の通知または准組合員の加入申込をするにあたり、私は、自らまたは第三者を利用して次の行為（準ずる行為を含む）を行わないことについて確約します。

・この土地改良区の事業を妨げる行為。

・法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの土地改良区の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為。

・暴力的な要求行為。

・法的な責任を超えた不当な要求行為。

３．（１．の（イ）対象となる土地の内に借入地のある組合員のみ）

私は、私が組合員の資格を有する借入地にかかる賦課金等について、当該土地の准組合員、または当該土地の所有権を有する組合員から、４の記載にある分担方法及び分担開始時期の申出がある場合は、その申出の通り賦課金等を分担することに同意します。

４．（１．の（イ）対象となる土地の内に貸付地のある組合員または准組合員のみ）

私は、私が所有権を有する貸付地にかかる賦課金等について、定款第３６条（准組合員による申出）、または定款第３９条（組合員間による申出）の規定により、毎年開催の総代会において議決された分担区分を以て、当該土地の所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員と分担することを申出します。

分担開始時期は前頁に記載の通りとします。

